

雪国住宅太陽光発電普及（建築様式別ガイドブック作成調査）業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年4月12日

長野県北信地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

雪国住宅太陽光発電普及（建築様式別ガイドブック作成調査）業務

(2) 業務の目的

豪雪地域では、太陽光発電に関する十分な情報がなく、需要側（家主）、供給側（メーカー・施工業者）とも、設置を検討できない状況にある。

このため、積雪地の建築様式の類型化と設置可能な太陽光発電システムの検討を行い、ガイドブックとして示すことにより、需要側には導入の検討を、供給側には市場への参入を促し、雪国における太陽光発電の普及を図り、もって雪国における建物の太陽光設置促進を図る。

(3) 業務内容

別添仕様書（案）のとおり

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がありますのでご了承ください。契約後の変更につきましては、その都度協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

仕様書（案）の業務を遂行するための方法等について具体的な提案を行うものとし、下表の留意事項の内容を記載すること。

項目	留意事項
①雪国建築様式及び太陽光発電設置状況等調査	ア 調査体制及び県窓口との連携 イ 映像調査の実施手順及び方法 ウ 建築様式の類型化方法及び太陽光発電システムの設置状況の整理方法（特に建築設計の技術的観点、太陽光発電システムの工業規格等からの論点等を踏まえた類型化及び整理方法） エ 各種資料・情報の収集先並びに当該関係機関との連携・調整方法 オ 類型毎の棟数の推計方法
②雪国建築様式毎の設置方法検討	ア 検討体制及び県窓口との連携（特に建築設計の技術的観点、太陽光発電システムの工業規格等安全基準、法規等の技術的観点を整理できる検討体制） イ 太陽光発電システムに求められる仕様及び太陽光発電システム・設置方法検討のヒアリング先となる候補者（特に有識者（学識経験者）の候補者名） ウ 既設のシステムに加え、システム開発・設置方法検討の方法 エ 既設住宅エネルギー使用量等のヒアリング内容及び分析方法 オ 各種資料・情報の収集先並びに当該関係機関との連携・調整方法 カ 北信地域以外の豪雪地域への設置汎用性

③ガイドブック及びHP用データ作成並びに情報発信	ア ガイドブックの特徴としたい事項及び編成方針 イ HPに掲載する内容及び動画の内容 ウ 建築士、設置事業者に広く参加を促す説明会の効果的な周知方法 エ 円滑に作成・情報発信するための実施体制
④その他	ア 上記以外の項目で特に提案する事項やアピールする点 イ 過去5年以内に、住宅建築・省エネ改修・再エネ設備の設計調査に関する同種または類似の業務の実績がある場合は、当該実績
⑤業務スケジュール	契約締結後から事業完了までのスケジュール
⑥業務等に関する経費及びその内訳	ア 見積金額 イ 見積金額の内訳、算定根拠

(6) 業務の実施場所

長野県北信地域振興局管内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和7年3月28日（金）まで

(8) 費用の上限額

9,999,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書及び資格要件具備説明書類総括書に必要な書類を添えて（5）②の提出先に提出するものとします。提出期限（（5）

①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

別添「様式第3号 参加申込書」による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

別添「様式第3号の附表 参加要件具備説明書類総括書」による。

(3) 誓約書の作成様式

様式第3-2号による。

(4) 参加申込書記載上の留意事項

様式第3号の附表の注意書きによる。(3) 参加申込書記載上の留意事項参加要件具備説明書類総括書の注意書きのとおり

2 (1) 及び (4) については、誓約書による。2 (5) については納税証明書による。

(5) 担当課 (所)・問い合わせ先

〒383-8515	長野県中野市大字壁田 955
	長野県北信地域振興局環境課
電話	0269-23-0202
ファックス	0269-23-0275
メール	hokuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和6年4月22日(月)

(土曜日、日曜日及び休日^(注)は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 上記3(5)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県北信地域振興局環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で上記3(5)の担当者に確認してください。

(7) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(8) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限6(4)①の3日前までに、書面により長野県北信地域振興局長から通知します。

② 上記(8)①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県北信地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 上記3(5)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和6年4月23日(火) 9時から

(2) 開催方法 TeamsによるWeb会議方式

アクセス先等については、参加申込者に別途連絡します。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (5) に同じ。
- (2) 受付期間 令和6年4月12日(金)から5月7日(火)の午前9時から午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 長野県北信地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年5月9日(木)までに随時長野県公式ホームページで公表します。なお、企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

別添「様式第8号 企画提案書」による。

(2) 企画書の作成様式

別添「様式第8号の附表 企画書」による。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の明細及び合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月13日(月)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(5)に同じ。
- ③ 提出部数 7部(原本1部、写し6部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県北信地域振興局環境課に到達したものに限りま
す。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してくださ
い。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 業務の実施計画及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none">○ 業務を遂行する上での基本的な考え方、方針等は適切か○ 実施計画は、具体的で効果的な提案となっているか○ 業務スケジュールに無理はないか	15
2 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">○ 業務遂行に必要な体制が確保されているか○ 委託者及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行える体制となっているか○ 再委託、企画協力等の予定は適切であるか	10

3 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案のあった業務内容は、雪国における太陽光発電システムの設置を促進できる内容となっているか ○ 建築設計の技術的観点、太陽光発電システムの工業規格等の技術的観点を整理できる検討体制となっているか。 ○ その他、業務の目的を達するために有効な提案がなされているか 	50
4 業務履行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業務を適切に実施できるノウハウ・実績等が十分であるか 	15
5 費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見積金額は上限額の範囲内か ○ 見積金額の内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか 	10
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
 なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
 また、最高点となった者が2者以上いる場合には、高い順位の評価を多く得た者を選定します。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 令和6年5月20日（月） 午後1時30分から 北信合同庁舎4階 講堂（予定）

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県北信地域振興局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県北信地域振興局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県北信地域振興局環境課において閲覧に供します。
- ④ 上記①の者との協議が不調となった場合、獲得点数が次点の者と協議を行い見積業者に選定します。ただし、評価点が60点以下の場合には選定しません。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① 上記（7）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県北信地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 ア 受付場所 3（5）に同じ。
 イ 受付時間 6（8）①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出依頼通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を長野県北信地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、上記（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県北信地域振興局環境課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3（5）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。